

平成 2 8 年 第 7 回

# 江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 8 年 4 月 1 2 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	白 井 正三郎
教育長職務代理者	上 野 操
委員	松 原 秀 成
委員	尾 上 郁 子
委員	石 井 正 治

事務局	教育推進課長	柴 田 靖 弘
	学務課長	川 勝 賢 治
	指導室長兼教育研究所長	稻 垣 達 也
	学校施設担当課長	高 橋 和 彦
	統括指導主事	中 山 兼 一

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡 田 隆 史
	同 主査	飯 田 常 雄

白井教育長	<p>開 会 時 刻 午後 1 時</p> <p>ただいまから、平成 2 8 年第 7 回教育委員会定例会を開催します。</p> <p>日程第 1、署名委員を決定します。尾上委員と石井委員にお願いいたします。</p> <p>続いて、日程第 2、議案の審議にまいります。</p> <p>初めに、第 2 8 号議案、組体操による事故の防止についてを審議いたします。内容について、事務局から説明をお願いします。</p>
稲垣指導室長	<p>第 2 8 号議案、組体操による事故の防止について議案を提出させていただきます。</p> <p>机上にお配りさせていただきましたが、太字で書いてある 2 行でございます。「江戸川区立小中学校における組体操については以下のとおりとする。ピラミッドとタワーについて、平成 2 8 年度は原則として休止する」ということでさせていただきますと思います。</p> <p>また、参考までに、下の黒枠の中に「東京都教育委員会の通知の主な骨子」、それから「スポーツ庁の通知の骨子」を書かせていただきました。</p> <p>それから 3 番として、「昨年度の江戸川区内の小中学校における組体操の事故の状況」ということで、改めてまとめさせていただきました。昨年度、骨折等、組体操の練習、あるいは本番のときにおける骨折の状況でございますが、小学校 1 2 人、中学校 9 名です。この中で、骨折等の大きなけがをしたときの組体操の技ですが、小学校は倒立 4 人、ピラミッド 2 人、その他サポテン、飛行機、ブリッジなどです。中学校はタワー 4 人、ピラミッド 3 人、その他倒立、花火という技が 1 人というものです。</p> <p>特に、ピラミッドとタワーにつきましてですが、何段中の何段目で事故に遭ったかというのが一番最後にまとめさせていただきました。小学校においてはピラミッド 2 人ということで、3 段中の 3 段目と 7 段中の 1 段目、中学校が、ピラミッドが 3 段中の 1 段目、4 段中の 1 段目、5 段中の 4 段目、タワーが 3 段中の 2 段目、3 段中の 3 段目、4 段中の 3 段目ということで、それぞれの人数が発生しております。</p> <p>ここで見ますと、昨年度に限って見ますと、高さにかかわらず、けがをしている状況がございました。そのようなことも鑑みて、2 8 年度は原則としてピラミッド、タワーは休止ということにさせていただければと考えております。</p> <p>他には、東京都の通知とスポーツ庁の通知をあわせて配付させていただきます</p>

	<p>ました。</p> <p>以上です。</p>
教 育 長	<p>今ご説明をさせていただいたようでございますが、このことについてのご質問、ご意見があったらお願いいたします。</p>
上 野 委 員	<p>この通知ですが、スポーツ庁というのは、これは国レベルなんですね。国から都へ来て、都から区へ来たのと、こういう形ですね。</p>
指 導 室 長	<p>いえ、スポーツ庁は文科省の外局です。ただ、順序としましては、東京都の通知方が先にでております。</p>
上 野 委 員	<p>そうすると、都から出たのを見て、見てというか、それに従ってスポーツ庁がまた出したという形になりますよね。偶然ではないでしょう。</p>
指 導 室 長	<p>時期が偶然一緒だったということで、協議の内容につきましては、それぞれの組織でおおむね同じ時期に協議をされていたということでございます。推測するには、年度末に合わせて、その時期に合わせて二つの組織が出したものというように思われます。</p>
上 野 委 員	<p>東京都と同じようなことを千葉県なり埼玉県も各市町村にやっているのですか。何か情報は入っているんですか。</p>
指 導 室 長	<p>申しわけありませんが、ちょっと他府県の付近は把握しておりません。</p>
上 野 委 員	<p>そうですか。</p> <p>続けていいですか。原則として中止するということは、原則という言葉は必ず例外がありますね。だから、学校側から言うと、じゃあどういふ場合が例外なのかという質問があり得ると思うし、それから、こういうことならいいでしょうかと、安全確保できるからいいんじゃないでしょうかとやってきたときに、それは例外の中に入るのかどうか、ある程度こちらでも予測しておかないとまずいと思うんです。</p> <p>東京都やスポーツ庁の文書の中に、非常に迷いというか、ちょっと曖昧な表現があるんですけども、まず東京都は、不可抗力によるけが等の危険性があることから。これは、普通は不注意ですから過失なんです。わざわざ</p>

故意ということはないんですが、不可抗力というのは故意も過失もないという意味です。普通は故意も過失もなければ民事上の損害賠償責任みたいなものはないんです。けども、ここにあって不可抗力によるけが等の危険性があることから、幾ら注意していても、一生懸命注意して、裁判所ではこれは注意義務を果たせたなと思うことでも起きる可能性があるからと。とにかく起きては困るからというのが東京都の(1)の見解ですね。

ところが(2)は、区市町村立学校においては、地域の特性や学校の実情等を踏まえ、学校の運動会等において安全対策に努めることと。これは何を言っているのかと思うんですけども、具体的に市町村等の地域性に踏まえてということですよ。だから、この辺に、こういう場合は例外も認めるよということを抽象的に言っておられるんですよ。

だから、これでは答えに実際なっていないので、原則があれば例外があるよと言っていることと同じで、それから2のスポーツ庁のほうは、最初の1のほうの後半が、「確実に安全な状態で実施できるかどうかをしっかりと確認し、できないと判断された場合には実施を見合わせること」。だから、不可抗力のこともあり得るんだからと、東京都の言葉を借りるなら。できないと判断される場合には実施を見合わせよということだから、東京都の(1)と同じ。

各小学校においては、組体操に関しては、小学校での事故の件数が相対的に多いことから云々で、小学校高学年には成長の途中で体格の格差が大きいことを鑑み、在籍する児童の状況を踏まえつつ、事故につながる可能性のある危険度の高い技については特に慎重に選択すること。だから、これは原則としていかにけど例外は当然認めているような、ちょっとやわらかいですよね。

教 育 長            ありがとうございます。その他にご意見、ご質問はございますか。

松 原 委 員        私もこの原則休止という都の方針を受けて、本区としても提案するという  
ことよろしいかと思っています。これは、周知の方法としては、今度の定  
例校長会で説明するのですか。

指 導 室 長        きょうは承認していただければ、通知文を発出させていただいた上で、来  
週の定例校長会でご説明させていただく予定です。

尾 上 委 員        この資料ですけれども、江戸川区においても、これだけの大きな骨折があ

	<p>るといことはかなりだなと。小学校73校中12人。1校1人としても、割合で結構な割合ですよ。中学校もそうだって、かなり危険なものであるといことは認識できると思います。危険性のあることなので、やれる可能性もなくはないというような表現がありますけども、学校でしっかりと、皆さん、話し合っていたきながら、運動会を安全に進めていただいて、今回こういう形で江戸川区教育委員会として発信をするというのは、私は大事なことはないかなと思います。</p>
教 育 長	石井委員、ありますか。
石 井 委 員	<p>まず、質問からなんですが、組体操について、一番後ろの学校体育実技指導資料等について、あるいはその後ろ、日本スポーツ振興センターにおいて作成した云々とありますが、これらの中で組体操についてこういう危険性があるよ、こういうところに注意したらいいよというのが出ているものというのはあるんでしょうか。</p>
指 導 室 長	<p>具体的には、組体操が学習指導要領に入っていないものですから、公の市販されているものは結構あるようなんですが、この中には多分、組体操そのものに焦点を当ててというのは、もしかしたらないかなと思います。</p>
石 井 委 員	<p>もう一つお伺いしたいんですけども、柔道の事故と組体操の事故というのを比べると、どのくらいの量、質の違いがあるんでしょうか。</p>
指 導 室 長	<p>ちょっと比較していないんですが、数そのものは比較できますけれども、柔道の場合は練習の段階であるとか、1年生、2年生、3年生と段階をおった練習があったり、練習の回数とか練習の期間が組体操とは異なります。一概に事故の発生件数そのものが比較対象にはなり得ないというように思っているところがあります。正規の学習指導に載っている種目と載っていないものという違いがございますので、数の比較そのものはできますが、比較対象のものではないのかなというふうに考えております。</p>
石 井 委 員	<p>と言いますのは、柔道は危険だ、危険だと言われているけれども、体育の正課で取り上げて、危険性をできるだけなくすようにきちんとした指導をしているから、だからこういうふうに行っているんですよ。</p> <p>一方では、組体操は体育の正課には入っていないから、言ってみればつけ</p>

<p>教 育 長</p>	<p>焼き刃でやるということで事故が多いんですよ。だから子どもたちの安全と いうのを考えて、危険なものはなくすんだという、そんなロジックも入れ込 んだらどうかと思いました。</p> <p>全体としては私は、この原則として休止という事柄には賛成です。</p> <p>ありがとうございます。皆さん、原則として休止するということ、ピラミ ッドとタワーですね。ということには賛成ということによろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>その他、いろいろこういう理由についてお話をいただいたり、また東京都 の通知、それからスポーツ庁の通知についてのご説明をいただいたりいたし ました。ありがとうございました。そういうことを含めて、この原案のとおり ということによろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、この件については決定いたしました。ありがとうございます。 続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいりたいと思います。 初めに、旧江戸川区立平井第二小学校の校舎等の管理についての項目をお 願いいたします。</p>
<p>柴田教育推進 課長</p>	<p>報告案件、旧江戸川区立平井第二小学校の校舎等の管理についてござい ます。1枚資料をおつけしてございます。江戸川区長より教育委員会教育長 宛てに旧江戸川区立平井第二小学校の校舎等の管理に当たる事務の補助執行 に関する協議についてということで文書が来てございます。内容を読みます。 旧江戸川区立平井第二小学校の校舎及び校庭への連絡通路の管理に係る事 務を平成28年4月1日から教育委員会事務局の職員に補助執行をさせま す。ついては、地方自治法第180条の2の規定により教育委員会への協議 を申し入れます。</p> <p>なお、旧江戸川区立平井第二小学校の校舎は、平成28年5月から国立大 学法人東北大学大学院経済学研究科に貸し付ける予定ですというものでござ います。</p> <p>こちらの文書にあるとおり、地方自治法の中で、まず1点目は、これまで 平井第二小学校につきましては、教育財産として教育委員会の権限のもとで</p>

管理をしておりました。これについては、閉校したことに伴いまして、地方自治法の238条の2、第3項で普通地方公共団体の委員会、これは教育委員会に当たると思います、もしくは委員またはこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、その管理に属する行政財産の用途を廃止したときは、直ちにこれを当該地方公共団体の長に引き継がなければならないということでございまして、教育財産から区の普通財産に移しました。ですので、基本的には管理の権限は区長に移っているところであります。

ただし、この平井第二小学校の校舎について、及び連絡通路と書いてありますけれども、校庭を除くというような意味合いでこういうふうに書かれております。付属した連絡通路も含めて、これの管理については、これまで学校施設として管理をしてきた教育委員会で、内容も詳しいですし、その旨そちらで事務を補助執行としてやってほしいという申し入れでございまして。

これを行う場合には、ここにありますとおり、自治法第180条の2で規定がございまして普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を当該地方公共団体の委員会、または委員と協議をしてその委員会、それからさらに委員会の委員、もしくはこれらの執行機関の事務を補助する職員、もしくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、または、これらの執行機関の事務を補助する職員、もしくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員として補助執行させることができるという規定に基づいてのものでございます。

その条文によりまして、区長から教育委員会での管理を、補助執行をお願いしたいと。それについての協議の文書でございまして。これは4月1日ということで、移った段階での区長からの教育委員会、教育長に対する協議という文書でございまして。

以上でございまして。

教 育 長

今そういう報告があったわけですが、これについての質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

石 井 委 員

「なお」以降のところは気になるんですが、5月から貸し付ける、それはよいといたしまして、貸し付けた後も、この文書でいきますと、校舎と連絡通路の管理というのは教育委員会事務局の職員に補助執行、それはそのまま続くということになるわけですね。

そうすると、校舎と連絡通路の管理にかかわる事務というのが、実際にはどういう事柄が入ってくるんでしょうか。

教 育 長	それ、お話ししたほうがいいですね。
教育推進課長	<p>実は、去る3月22日、東北大学の大学院と、それから江戸川区と総合教育に関する協定が結ばれています。ここでは、東北大学の大学院、経済学研究科と江戸川区とは相互の協力に関する基本事項について次のとおり協定を締結すると。</p> <p>この協定については、連携のもと教育文化等の分野での協力、交流を通じて相互の発展に寄与することを目的とすると。有効期間については5年間でございます。その他、その協定にかかる詳細事項については、今後この覚書において別途定めることとするというふうに書かれてございます。この協定をもとにいたしまして、実際にはこれを貸し付けをしますので、もう運営するのは東北大学になります。</p> <p>ところが、建物の大家さんとして、例えば大規模改修、もう壁がひび割れて危ないとか、そういった大規模改修については、これは大家の名のもとにやらなければならない。警備や修繕等については、これは借り手のところでやってもらうとか、それから光熱水費は負担をしてもらうとか、そういったことはその覚書の中でこれからうたっていくことになります。今、まさにこれからそういった協議を具体に進めるところでございますので、なぜ教育委員会ということは、結局、施設管理の部分です。その部分で学校として今まで管理をしてきた教育委員会のほうが十分承知もしているし、その分については、教育委員会が大学院側と直接話をしながら、これはそちらの持ち分、これはこちらの持ち分でしょうというようなこともやりながら管理をしていくと、そういう内容になります。</p>
教 育 長	今、石井委員が言ったように、その日常的な管理をするわけではない、職員がそこに常にいてということではないということではないですか。
教育推進課長	はい、そのようになります。
尾 上 委 員	今ご説明いただいた中で、協定は5年間とおっしゃるんですね。5年間、5年たったらもう一回見直しとか、それが結ぶという、そういう意味ですか。
教育推進課長	この協定の文面を読ませていただきますと、この協定の有効期間は、協定締結の日から平成33年3月31日までですと。前項に規定する期間満了の

	<p>日の6カ月前までに甲・乙、これは区と東北大学ですが、いずれか一方からこの協定を終了させる旨の意思表示がない場合は、翌年度の3月31日までの1年間、この協定は更新されたものとみなし、以後も同様の取り扱いをすることですので、平成33年3月31日以降につきましては、1年ごとに更新をしていくということになります。</p>
松原委員	<p>校庭については、大学院の皆さんが何かで使うとか、そういうことはあるんですか。</p>
教育推進課長	<p>説明が足りませんでした。校庭につきましては、区の公園として管理をすることによって切り離されておまして、道路で隔てておりますので、これについては、区の公園として公開をしていく。その中で大学院の方々が何かお使いになるということであれば、例えば貸し切りで使いたいというときには、今も行っておりますように、その使用の許可申請をしていただいて、随時貸し切っていただくと、そういうことになります。</p>
教育長	<p>そうすると、区でいうと公園だから土木部管理になる。</p>
教育推進課長	<p>土木部が管理をするということです。</p>
上野委員	<p>一般行政と教育行政のかかわりでは、原則論ですが提携を強化するという意味で、当然協力すべきだろうと思います。</p> <p>もう一つは、あくまでもこれは教育委員会は補助なんですね。だから、校庭も含めて施設の所有者は区ですから、だからどこかを直すという場合、区のほうで対応するのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>区の財産になった場合には、総務部が管理をいたします。</p> <p>ただし、教育委員会でそういう大規模改修が必要だという判断をして区長に確認をした場合には、私どものほうで予算を計上していく、それを執行していく、そこまで含めての補助執行ということになると思います。</p>
教育長	<p>今まだ決まっていないことがかなりあるんですね、これ。今の予算の話もそうでしょう。</p>
教育推進課長	<p>これからの協議でのものになります。</p>

教 育 長	<p>これから区の執行部側と内容を詰めていきたいと思いますので、よろしく お願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、この報告事項を了承したいと思っております。よろしくお願 いいたします。</p> <p>続いて、教育委員会後援名義の使用承認ですね。これについての報告をお 願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>教育推進課から3点、後援名義の使用についての申請のご報告をさせてい ただきます。</p> <p>まず、1点目でございますが、第22回伝統工芸藍形染展でございます。 こちら、申請者、松原染織工房の代表でございます。後援名義は22回目、 同時に区への後援名義の申請も出されております。事業目的でございますが、 伝統工芸の保護・育成と伝統工芸作品を広く区民の方に理解し、親しんでい ただくための作品発表展示会というものでございます。実施日時でございま すが、28年5月17日から22日までタワーホール船堀、展示ホール1に おきまして一般区民を対象でございます。経費の徴収でございますが、これ は出演料、括弧書きで出品料と書いてございますが、作品の出品料として1 万円の徴収がございます。後援の内容につきましては、後援名義の使用、そ してプログラムの印刷と広報えどがわ、ホームページの掲載となっております。</p> <p>続けてよろしいでしょうか。</p>
教 育 長	はい。
教育推進課長	<p>続きまして、第3回江戸川区囲碁大会。申請者は、江戸川区囲碁連盟理事 長でございます。教育委員会の後援名義は3回目、同様に区への申請も出て いるところでございます。事業目的ですが、囲碁の交流を通じて伝統文化を 継承し、世代間交流を図ること。子どもの健全育成を図ることを目的とする ものでございます。内容ですが、クラス分けの上、リーグ戦により対局を行 うというものです。実施日時は、28年6月12日日曜日、グリーンパレス 4階集会室及びホールにおいて区内在住、在学、在勤者を対象に行われます。</p>

	<p>経費の徴収ですが、参加料として1,000円。高校生以下は500円の徴収となります。賞状につきましては、区長杯ということでの賞状とその区長杯が授与されるというものです。後援の内容につきましては、教育委員会の後援名義の使用のみでございます。</p> <p>続きまして、MOA美術館江戸川区児童作品展に。申請者でございますが、この実行委員会の委員長であります。21回目の教育委員会への後援名義の申請と同様に区にも申請が出ております。内容ですが、子どもたちの創作活動を奨励することで、子どもの健全な成長を願い、社会教育及び情操教育の一端を担うことを目的とし、児童の絵画、書写の展示、表彰を行う。例年、区や医師会も後援をしているということでございます。実施日時ですが、28年11月26日土曜日から11月27日日曜日まで、タワーホール船堀、展示ホールにおいて、区内小学生を対象に行っています。経費の徴収はありません。賞状、副賞等で教育委員会賞の賞状をお出ししております。後援内容は、後援名義の使用ということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	<p>では、指導室の後援名義もお願いします。</p>
指 導 室 長	<p>続きまして、指導室から1点ございます。</p> <p>第9回全日本知的障害児・者サッカー競技会にっこにこフェスタでございます。申請者は、特定非営利活動法人トラッソスの代表でございます。教育委員会への後援回数が8回でございます。事業目的でございますが、知的障害児・者へのサッカーの普及及び福祉の向上を図り、誰でも、一人でも、仲間とも、家族とも楽しめるサッカーを提案することを目的とするものでございます。実施日時は、平成28年10月16日の日曜日、江戸川区の陸上競技場で開催予定でございます。事業の対象は知的障害児、知的障害者ということでございまして、経費の徴収は、団体から1,000円、個人から500円、副賞等はございません。後援の内容は、教育委員会の後援名義の使用のみでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ただいま説明がありましたこの4点について、まとめてご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いいいたします。</p>
尾 上 委 員	<p>3点目のMOA美術館の件なんですけども、今ご説明いただきました要旨</p>

	<p>の中にも、今回22回目ということで、昨年が総数で758点の応募があり、参加校も増えたりとありますけれども、参加校としては何校ぐらいが参加されているのでしょうか、わかりますか。</p>
教育推進課長	<p>参加校31校です。校名までわかりませんね。</p>
尾上委員	<p>そうですか。そうであれば大体半数近くが参加しているということですよ。見せていただいたこともあります。かなりもう本当に立派な作品がたくさん展示されておりました。すばらしい美術展なので、多くの子どもたちが参加できればいいなと思っておりますので、ぜひお声がけをしてあげてください。よろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>そうですね、尾上委員、私が教育長になったときに委員長でやっていただいて、私も覚えています。ありがとうございます。</p> <p>よろしいでしょうか。じゃあ、声かけして。</p>
松原委員	<p>別件なんですけど、去年もどなたか委員さんが多分質問したと思うんですけど、囲碁大会で高校生以下の場合には高校生、中学生ぐらいにはわかるんですが、4歳までとなっていて、じゃあ5、6歳の子に500円集めるのという話なんですけど。</p>
教育推進課長	<p>4歳の子。</p>
松原委員	<p>参加者が4歳まで対象だと。</p>
教育長	<p>何人いますか。</p>
上野委員	<p>数は少ないでしょうけどね。無料のほうが微笑ましいですよ。</p>
教育長	<p>それでは、教育委員会でこんな要望があったということを伝えていただいていいですか。</p> <p>それでは、石井委員どうぞ。</p>
石井委員	<p>初めの藍型染展についてお伺いしたいんですが、22回目ということで、参考に添付されているのが21回目のものなんですが、開催日時が5月17</p>

教育推進課長	<p>日ということになりますと、もう22回目のものができていてしかるべきかななんて思うんですけど、まだできてはいないということですか。</p> <p>まだでき上がっていないということで、前回のものをつけさせていただいています。</p>
教 育 長	<p>そうですね、教育委員会の後援をここで報告していますが、承認いただいてこれを入れるということなんですかね。</p> <p>他にいかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>では、ご承認いただけたということで了承させていただきたいと思います。続いて、平成28年度学級編成、4月1日現在についての報告をお願いいたします。</p>
川勝学務課長	<p>それでは、1枚でございますけれども、28年度の学級編成ということでございまして、4月1日現在という資料をつくらせていただいております。</p> <p>まず、1番目でございますが、児童・生徒数、学級数という項目でございますが、小学校につきましては、28年度児童数が3万4,518名です。中学校につきましては、生徒数が1万5,882名ということで、合計5万400ということでございます。小学校、中学校とも、小学校につきましては約400名、中学校につきましては約300名の減少ということでございます。</p> <p>3番目のほうでございますが、全児童生徒数の推移、過去5年という欄でございます。ここにつきましても、ごらんいただけますように、小学校につきましては、22年度より減少が続いているということでございますが、中学校につきましては、13年度よりも増加傾向でございましたけれども、27年度に減少に転じているというような形が告示できているかと思っておりますので、そういう形で4月1日ということでございます。</p> <p>また、5月1日付のものが正式なものになりますが、ここでも増減等含めまして、また改めてご報告はさせていただきますが、4月1日につきましては、このような数になっているということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>

教 育 長	今、説明がございましたが、このことに対しまして質問、ご意見がございましたらよろしくお願いいたします。
上 野 委 員	この減少というのは、あくまでも人口ですか。
学 務 課 長	お子さんの数が減少しているということですね。
上 野 委 員	入学者という意味ではないですね。
学 務 課 長	もちろん入学をそれぞれの学校にされた方を足しこんでいる数でございます。
上 野 委 員	そうすると、小学校から別の、例えば私立の小学校に行ったりなんかする人たちも、そのマイナスの中に入っているわけでしょう。
学 務 課 長	それは毎年のごとでございますので、そこはことしマイナスの要素でということでは特段ありませんが、自然減というか、この部分については昨年度と同じ比較の中でやってございますので、特に私立に行くとか、そういったことでなく、比較した単純の数字が、あわせてこれだけ今ちょっと減少気味になっているという数字でございます。
上 野 委 員	でも、ちょっと関心事は、児童の人口だけが減っているという比較なら比較も大切なんですけど、さらにもうちょっとそれに対するもう一つの減少要因として、区立以外の学校へ行く中学生がどのくらいいるか、その動向というものもあり得ると思うんです。
教 育 長	そうですね。そうすると児童・生徒数、区立に行っている子どもたちがいて、例えばその対象の年齢の子どもたちが変わっているわけじゃないですか、1年早く出て行って1年上に行くでしょう。その子どもたちが何人から何人になっていたというのを資料として出せば、今、上野委員が言ったようなことに答えられるじゃないですか。今はそれを持っていないでしょうということ。 だから、ちょっと次回それをご説明いただいていいですか。
学 務 課 長	今、委員がおっしゃった部分につきましては、人口の部分から解析してみ

<p>教 育 長</p>	<p>て、そういったことがどう流れているかというところ、ある程度つかめるところで、またお示しできればと考えてございます。</p> <p>お願いします。上野委員いいでしょうか。ちょっと時間をいただきますが、お願いいたします。</p> <p>他のことでよろしいでしょうか。いいですか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>では、ただいまの報告は了承させていただきます。</p> <p>続いて、教職員の人事の報告にまいります。</p> <p>この報告は人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議則第13条に定める秘密会により審議したいと思っておりますが、この発言に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ありがとうございます。賛成多数と認めます。</p> <p>これより会議は秘密会とさせていただきます。</p> <p>〔秘密会により報告〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、続いて新規採用教員及び期限付任用教員の採用状況についての報告をお願いします。</p>
<p>指 導 室 長</p>	<p>新規採用教員及び期限付任用教員の採用状況についてを報告いたします。</p> <p>まず初めに、今年度の新規採用教員と期限付教員の採用の状況でございますが、4月1日付で新規採用教員が小学校で98名、中学校で45名、合計143名でございます。この143名の中には、昨年度期限付任用教員で今年度正式に正規教員となったのが52名含まれております。</p> <p>また、これとは別に期限付任用教員でございますが、4月7日付で小学校24名、中学校5名、合計29名になります。先ほどの新規採用教員143名と期限付教員29名合わせて、7日現在172名ということになります。</p> <p>これに加えて小学校11名、中学校9名、合計20名も採用を見込んでおります。今は手続中ということになります。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>小学校におきましては、正規の新規採用と期限付を合わせますと、昨年度が168名おりました。今年度は133名ということで35名減となります。</p> <p>中学校におきましては、新規採用と期限付を合わせますと、昨年度が73名、今年度は59名と見込んでおりますので、14名の採用減ということになっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>今、口頭で説明がありましたが、この件でご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>この数がマイナス30だったりしているのは、要はベテランの異動があったということで考えていいんですか。</p>
<p>指 導 室 長</p>	<p>はい、結構です。全体の総数はそうは変わりませんので、要するに経験者が他区から江戸川区に、出るほうも入るほうもありますけども、経験者が昨年度より多く入ってきたので、採用が少なくなったと。</p> <p>ですから、江戸川区としては非常にいい人事だったということでもいいかと思うんですけど。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>この件につきまして特にご質問はないようですので、報告事項を了承させていただきます。</p> <p>最後になりますが、いじめ電話相談についての報告をお願いします。</p>
<p>指 導 室 長</p>	<p>いじめ電話相談、平成28年3月中についてご報告いたします。</p> <p>手元の資料にありますように、3月は2件、いじめの相談がございました。1件が小学校6年生の男子、もう1件が小学校5年生の女子、いずれも保護者、お母様からの電話の相談でございます。内容につきましては、重複しますが、無視をされたり、言葉を言われたり、陰口を叩かれたりということで、実はこの2件につきましては学校名を言っていただきましたので、指導室とも連携して連絡しているところでございますが、2件ともこの電話相談を受けて、じゃあまた改めて学校のほうに相談しますということで、学校のほうともつながって解決していることでございます。</p>

	以上でございます。
教 育 長	この件に関しまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 あと、27年度合計の資料も出ておりますが、あわせて説明して、それでご意見、ご質問をいただきましょう。
指 導 室 長	続きまして、あとはもう1枚は27年度合計の報告でございます。
教 育 長	ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
尾 上 委 員	これは27年度の報告ということで、いじめ相談、いろいろな、私たちもいろいろ話し合いをしましたが、年度として昨年度よりことしがどうだったのかなとか、その辺をちょっと教えていただければと思います。
指 導 室 長	グリーンパレス、教育相談室への相談件数そのものは大きくは変わっていないと思います。
上 野 委 員	これは電話という特殊性がありますけどね、対応の仕方とか、あるいは丁寧にとか、そういう仕方によって校名までも明かす相談者が増えてくるんじゃないかと思うんです。いじめられているわけですから、本来からいうと校名を言いたくも言えないような何か、拘束力があるわけで。だから、そういうものはないよというような雰囲気話してあげると。そしたら校名が出ると思います。やっぱりこのパイプは、直接その電話の相手に対するアドバイスや何かだけではなくて、それを通して情報が教育委員会に入り、教育委員会からその学校へ行くという、その方向が、私は大切だと思うんですよ。だから、そういう雰囲気を。電話だと難しいですね、顔も見えないから。けれども、逆に顔が見えないから「安心してください、あなたの言ったことは絶対守りますから」というようなことである、そういう方向も必要なんじゃないのかなと思うんです。
教 育 長	そうですね。3月は今所長からありましたとおりに、校名を話したということですね。
石 井 委 員	今までちゃんとお聞きしたことがなかったんでお聞きするんですが、いじめ電話相談の受ける電話機の種類なんですけども、ナンバーディスプレイは、

	向こうはかけた番号がわかるような電話機なんですか。
指 導 室 長	ナンバーディスプレイになっておりません。
石 井 委 員	それは意図的にそういうふうになっているんですか。
教 育 長	おそらく古い機種を使っているんだという気がしますけどもね。
上 野 委 員	石井先生はどういうご意見ですか。
石 井 委 員	私はナンバーディスプレイのほうがいいと思うんです。というのは、向こうが身元を明かさなくても、これはかなりまずいんですよというようにときに、電話番号がわかっているのとわかっていないのとでは結構違うんじゃないかなと。何か、例えば裏のほうで策を講ずるとかというようなことが、ナンバーディスプレイがあるとできる可能性もありますので。
教 育 長	相談のほうに確認してみますね。これは予算が若干かかることだと思うんですけども、ちょっと検討してみます。
松 原 委 員	私も同感ですね。
教 育 長	それでは、了承させていただきまして、以上をもちまして、平成28年第7回教育委員会定例会は終了させていただきます。
	閉会時刻 午後2時35分